#### 市民公益税制〈寄附税制〉(論点)

- 公益法人等は市民公益活動を担う主体であり、その税制上の運営については、一般法人との 課税の公平性、「事業の公益性」や「運営の適正性」の確保などの観点を踏まえ、どのよう に考えるか。
- NPO法人や新公益法人などに対する税制上の優遇は、それぞれの法人制度における「事業 の公益性」や「運営の適正性」の確保の度合いに応じたものとすべきではないか。
- 寄附控除制度について、近年における累次の拡充の効果も検証しながら、そのあり方をどのように考えるか。
- 認定 NPO 法人の認定手続きについては、一層の執行の円滑・迅速化及び適正化の観点から、 見直しを検討する必要があるのではないか。

平成 21 年 11 月 17 日

# 資料

(市民公益税制<寄附税制>)

# **人**

・税制改正要望(寄附金関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 公益法人税制・寄附税制一般	
・論点《公益法人・NPO法人等に係る税制措置一般》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	з
・非営利活動のための法人制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
・法人の類型と税制上の優遇措置について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・公益法人などの主な課税の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
・寄附税制の概要(国税) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
・寄附金控除の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
〇 認定NPO法人制度	
· 論点《認定NPO法人制度》 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
・『認定NPO法人制度』の認証要件と『認定NPO法人』の認定要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
・新公益法人制度と認定NPO法人制度の公益性の判定と監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
・新公益法人制度と認定NPO法人制度の比較(税制上の優遇と事業の適正性のバランス) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・認定NPO法人の認定基準(概要) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-
・認定NPO法人制度の認定要件等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

## 税制改正要望(寄附金関係)

- 特定非営利活動法人(NPO法人)にかかる税制上の特例措置(法人税)
  - 初回申請における実績判定期間の特例の延長
  - 申請書類の明確化及び認定手続きの簡素化
  - 審査期間の短縮
  - ・ 認定要件の緩和
  - ・ みなし寄附金制度の控除限度額の引上げ
- 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設(所得税・法人税)
  - ・ 独立行政法人のうち、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、指定寄附金制度を創設
- 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充(所得税)
  - ・ 寄附金控除の適用下限額の引下げ
  - 寄附金控除を年末調整の対象に追加
- 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設(所得税)
  - 給付制奨学金事業を行う特定公益増進法人に対する個人からの寄附金について、寄附金に係る税額控除制度を創設
- ※ <u>この他、「対象分野が多岐にわたる総合的な寄附税制の制度設計については、税制調査会の場でプロジェクトチームを設けることを提案したい」との要請(文部科学省)がある。</u>

# 公益法人税制·寄附税制一般

# <u>論</u> 点

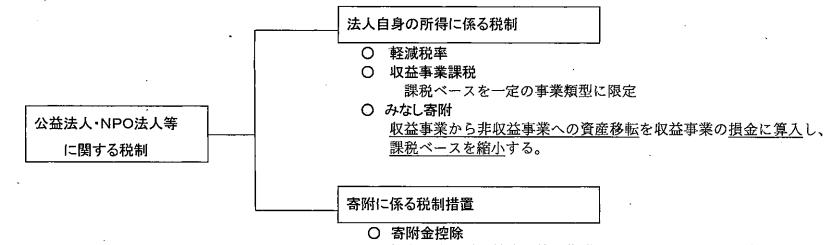
#### ≪公益法人・NPO法人等に係る税制措置一般≫

#### O <u>公益法人等における税制上の優遇措置</u>

- 公益法人等は市民公益活動を担う主体であるが、その税制上の取扱いについては、一般法人との課税の公平性を確保する観点から、「事業の公益性」や「運営の適正性」を確保する必要があり、これをどのように担保すべきか。
- 公益法人等には、NPO法人や新公益法人など様々な類型があるが、それぞれの法人制度に対する税制 上の優遇措置の検討にあたっては、「事業の公益性」や「運営の適正性」の確保の度合いに応じたものとす べきではないか。

#### 〇 <u>寄附者における税制上の優遇措置</u>

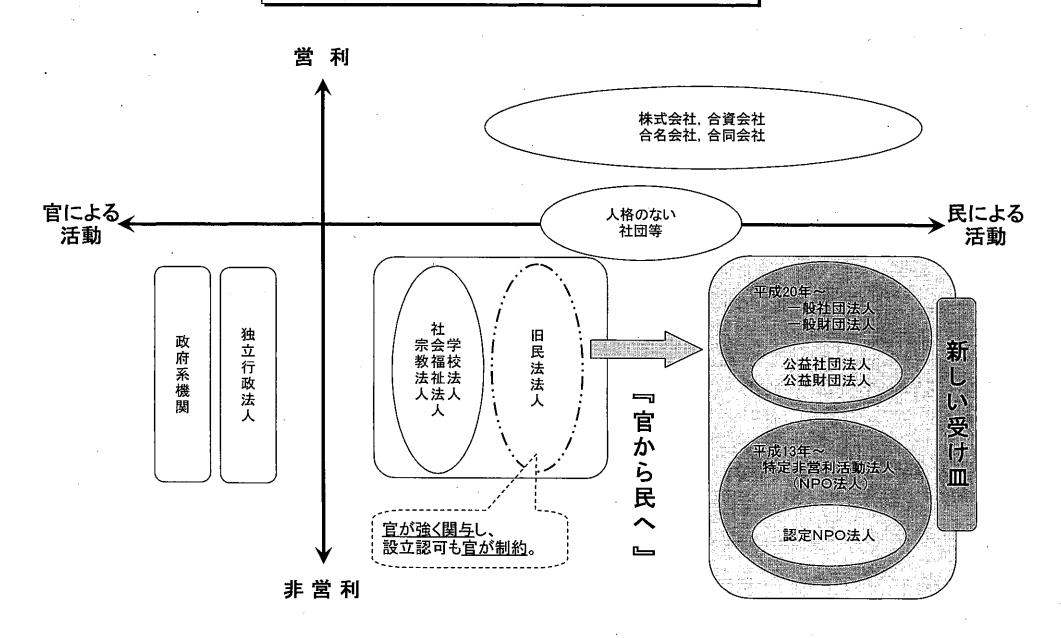
● 寄附控除制度は、近時、累次の拡充が図られてきたところであるが、その効果を検証しつつ、寄附優遇税制のあり方を検討していく必要があるのではないか。



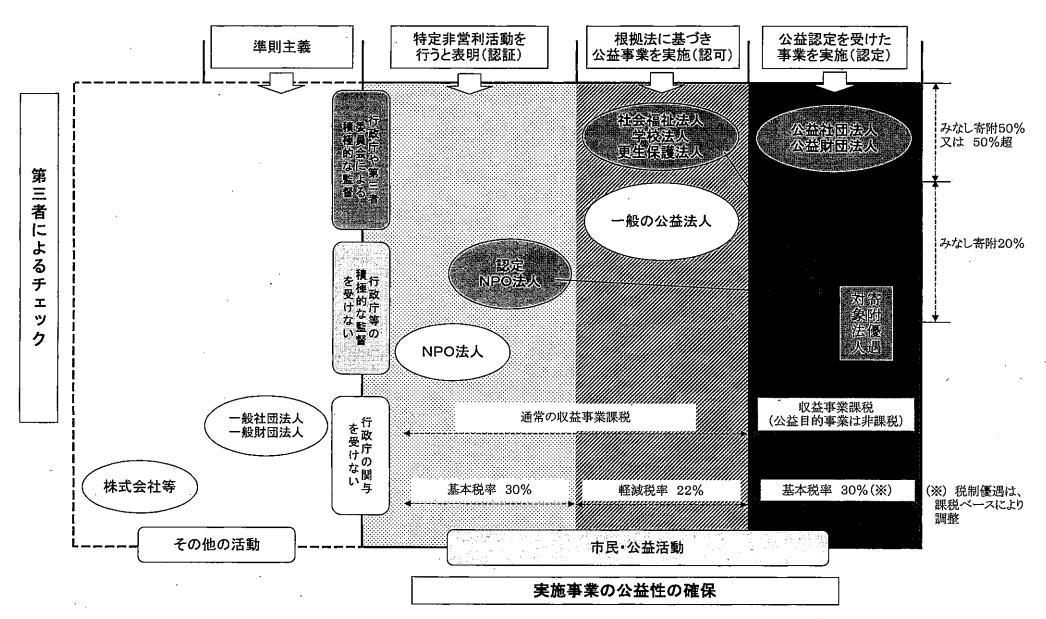
個人や法人が公益法人等に寄附を行った場合、一定の範囲内で当該 寄附金支出を、支出した者の所得等から控除

※ 通常の税法上の取扱いでは、寄附金支出は、家事消費(所得税)、 経費性がないことによる損金不算入(法人税)となるところを、政策 上の観点から、控除可能とする。

# 非営利活動のための法人制度の概要



#### 法人の類型と税制上の優遇措置について



#### 公益法人などの主な課税の取扱い

						The second secon	and constitutions of the second state of the second by the second
	公益社団法人 公益財団法人	学 校 法 人 社会福祉法人 更生保護法人	特例民法法人宗教法人 法人独立行政法人日本赤十字社等	<u>認定</u> 特定非営利活動法人 ( <u>認定</u> NPO法人)	特定非営利活動法人 (NPO法人)	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人 (注1)	一般社団法人 一般財団法人
根拠法	公益社団法人及び 公益財団法人の認 定等に関する法律	私立学校法 社会福祉法 更生保護法	旧民法第34条 宗教法人法 独立行政法人通則法 日本赤十字社法 等	特定非営利活動促進法 (租税特別措置法)	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び 一般財団法人に関 する法律 (法人税法)	一般社団法人及び 一般財団法人に関 する法律
課税対象	収益事業から生じ た所得にのみ課税 ただし、公益目的 事業に該当するも のは非課税	収益事業から生じ た所得にのみ課税	収益事業から生じ た所得にのみ課税	収益事業から生じ た所得にのみ課税	収益事業から生じ た所得にのみ課税	収益事業から生じ た所得にのみ課税	すべての所得に対 して課税
みなし寄附金 <sub>(注</sub> 2) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額の うち公益目的事業の 実施に必要な金額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	あり ※所得金額の20%	あり ※所得金額の20%			- -
法人税率	30% (所得年800万円 まで18%)	22% (所得年800万円 まで18%)	22% (所得年800万円 まで18%)	30% (所得年800万円 まで18%)	30% (所得年800万円 まで18%)	30% (所得年800万円 まで18%)	30% (中小法人等は所 得年800万円まで 18%)
寄附者に 対する優遇 (注3)	あり	あり	あり (一部の法人)	あり	_		<u></u>

- (注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人:①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人
- (注2) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入<br/>
  金算入
- (注3)特定公益増進法人に対する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額まで損金算入できる
  - 一般寄附金の損金算入限度額:(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/2

特別損金算入限度額:(資本金等の額の0.25%+所得金額の5%)×1/2

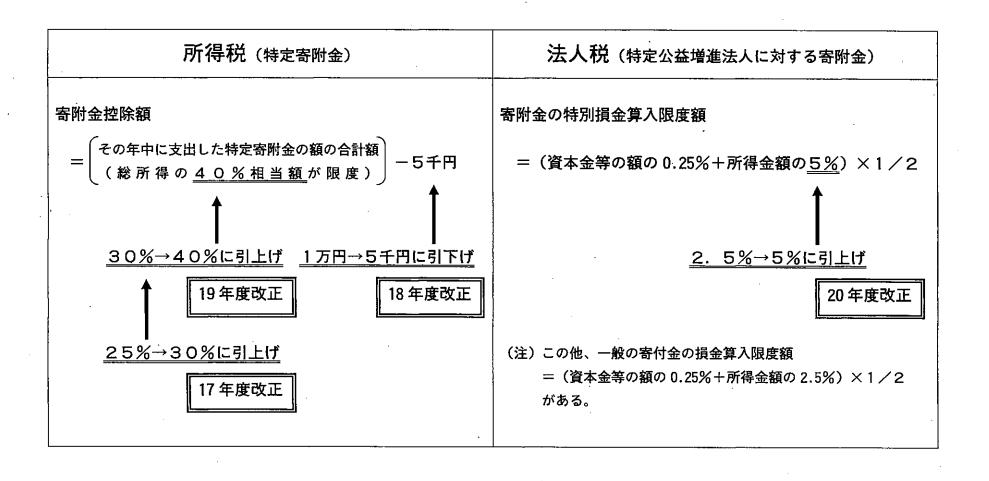
#### 寄附税制の概要(国税)

寄附金の区分	国・地方公共団体 に対する寄附金	指定寄附金	特定公益増進法人 に対する寄附金	認定NPO法人 に対する寄附金				
寄しのいを者扱	《例》 ・公立高校 ・公立図書館 など	○公益を目的とする事業を行う法 人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの  〈例〉 ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など		○特定非営利活動を行う法人(NPO法人)のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの				
所得税	「寄附金(※)-5千円」を所得から控除 ※総所得の 40%相当額を限度							
法人税	全額損	金算入	以下を限度として損金算入 [参考 1] (資本金等の額の 0.25%+所得金額の5%)×1/2					

相続税 国、公益社団・財団法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税

- [参考] 1 法人の支出する上記の寄附金のうち損金算入されなかった部分については、上記以外の寄附金とあわせて〔(資本金等の額の 0.25%+所得金 額の2.5%) × 1/2〕を限度として損金算入。 2 被相続人が遺言により公益社団・財団法人、NPO法人等に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

#### 寄附金控除制度の推移



# 認定NPO法人制度

# 論点

#### ≪認定NPO法人制度≫

- 〇「新公益法人」は、第三者委員会により公益認定を行い、自動的に税制上の優遇を受けるもの。 他方、「認定NPO法人」は、政府の関与を極力受けない「NPO法人制度」を前提とし、NPO法人の設立認証とは別に、国税庁が税法上の要件を確認した上で、税制優遇の認定を受けるもの。
- 〇「認定NPO法人制度」における認定要件や税制上の優遇措置を検討するにあたっては、以下の点に 留意する必要があるのではないか。
  - 「税の優遇」の度合いに見合う「公益性とガバナンスの適正性」が担保されているか。(『責任』と『優 遇』のバランス)
  - 新公益法人制度をはじめとする他の公益法人制度とのバランスが取れているか。
- ○「認定NPO法人」の認定手続きについて、執行の円滑・迅速化及び適正化の観点から見直しを検討する必要があるのではないか。

#### 『NPO法人制度』の認証要件と『認定NPO法人』の認定要件

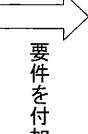
#### 【特定非営利活動法人制度】

特定非営利活動法人(NPO法人)とは、社会教育の推進を図る活動や環境の保全を図る活動などの特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、一定の要件の下、所轄庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)の認証を受けて設立されたもの。自由な法人運営を尊重し、情報公開を通じた市民による選択・監視を前提に、所轄庁の関与が極力抑制された制度となっている。

#### NPO 法人制度

内閣総理大臣又は知事が認証

- イ、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- ロ. 営利を目的としないものであること
- ハ. 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- 二. 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ホ. 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- へ、特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- ト. 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその 構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制 の下にある団体でないこと
- チ、10人以上の社員を有するものであること

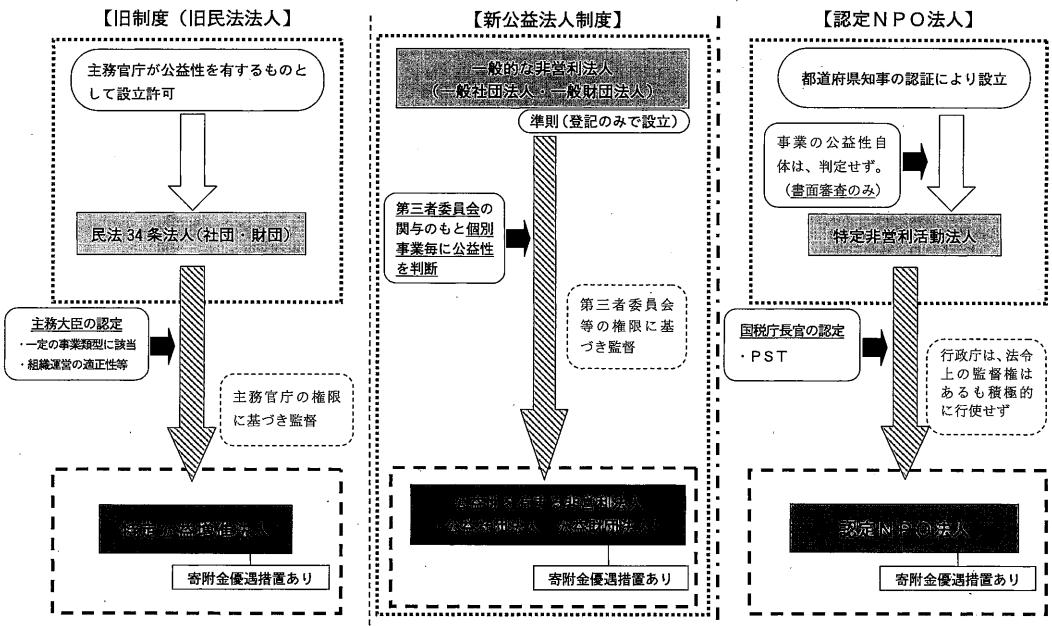


#### 認定 NPO 法人制度

国税庁長官が認定

- 広く一般から一定以上の寄附金や助成金を受け入れていること(PSTが一定以上)
- 広く一般を対象とした活動を行っていること
- 適切な情報公開
- 事業内容の適正性
- 運営組織の適正性

#### 新公益法人制度と認定NPO法人制度の公益性の判定と監督

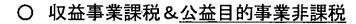


### 新公益法人制度と認定NPO法人制度の比較(税制上の優遇と事業の適正性のバランス)

# 税制上の取扱い

事業の適正性



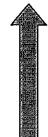


- 〇 税率30%
- 〇 みなし寄附限度額 50%超
- 〇 寄附優遇

# 新公益法人



- 個々の事業ごとに公益性を判断。 (その上で、公益性があると判断された事業 が全事業の50%以上を占める必要)
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する額を超えてはいけない。(収支相償)
- 過度な遊休財産の保有を禁止。
- <u>公益目的に関して得た財産</u>(寄附金を含む) は、<u>公益目的事業のために使用・処分</u>しなくて はいけない。
- 共益活動は公益目的事業とみなされない
- 行政庁による随時チェック (勧告・命令・取消)
  - 認定が取消された場合、公益目的財産残額を 国等及び類似の公益法人に贈与しなくてはな らない。





- 〇 税率30%
- みなし寄附限度額 20%
- 〇 寄附優遇

# 認定NPO法人



- O <u>国税庁長官が認定</u>
  - 事業内容についての公益性の判定は行わない。
     (事業内容については、内閣府等におけるNPOの認証時に法律に定める特定非営利活動の類型に該当するかを書面審査により行う)
  - いかに広く支援を受けているかをPSTにより判定
  - 受入寄附の70%以上を特定非営利活動に充当 しなくてはいけない。
  - 共益的な活動は総事業の50%まで可能
- 〇 国税庁は監督権なし
  - 税法上の要件に該当しなければ、認定を取消し
  - ただし、認定が取り消されても残余財産の処分を 要しない

## 認定NPO法人の認定基準(概要)

○ 広く一般から一定以上の寄附金や助成金を受け入れていること (いわゆるパブリック・サポート・テスト)

寄附金、助成金、国の補助金等、会費

1

総収入金額(寄附金、助成金、会費、事業収入等)

= 5

- ※ なお、小規模法人については、簡易な計算式を選択可能
- 広く一般を対象とした活動を行っていること

(会員相互の親睦、意見交換や会員に対するサービスの提供を行うものでないこと 等)

○ 適切な情報公開

(収入の明細等の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、支出した寄附金に関する事項等を記載した 書類等を閲覧させること 等)

○ 事業内容の適正性

(役員等の特定の者に特別の利益を与えないこと 等)

○ 運営組織の適正性

(役員のうちその親族が占める割合が一定以下であること 等)

## 認定NPO法人制度の認定要件等の見直し

累次の

要件等

の緩和

#### 創設時(平成13年度)

1 PST (パブリック・サポート・テスト)

- 2 非共益性 共益的活動割合が50%未満
- 3 情報公開

収入の明細等の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、支出寄附金に関する事項等の閲覧、 寄附者の氏名・住所等

- 4 事業内容の適正性
  - ① 特定の者に特別の利益を与えない
  - ② 特定非営利活動割合≥80%
  - ③ 受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に充てている
- 5 運営組織の適正性 役員・社員等の親族割合3分の1以下
- 6 認定有効期間 2年

認 定 特定公益増進法人並みの扱い

#### 平成21年度(現在)

1 PST (パブリック・サポート・テスト)

寄附金、国の補助金等、会費 ≥ 1 寄附金、国の補助金等、会費、事業収入等 5

- ※ 小規模法人については、簡易な計算式を選択可
- 2 非共益性 共益的活動割合が 50%未満
- 3 情報公開 収入の明細等の資金に関する事項、資産の譲渡等 に関する事項、支出寄附金に関する事項等の閲覧、 寄附者の氏名等(役員等に限る)
- 4 事業内容の適正性
  - ① 特定の者に特別の利益を与えない
  - ② 特定非営利活動割合≥80%
  - ③ 受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に充てている
- 5 運営組織の適正性 役員等の親族割合3分の1以下
- 6 認定有効期間 5年
  - ※提出書類の簡素化も図られている

○ 特定公益増進法人並みの扱い

)。みなし寄附金制度